

1号認定の**預かり保育**の利用料が 令和元年10月より無償化の対象になります。

※預かり保育の無償化には、「保育の必要性」
の新認定(施設等利用給付認定)が必要です。

対象者は？

「保育の必要性がある」と認定された①または②の方が対象です。

- ① 1号認定を受けている3歳(年少)から5歳(年長)までの子ども
- ② 1号認定を受けている満3歳で市町村民税非課税世帯の子ども

保育の必要性とは？

保護者の方の就労等(月60時間以上)の事情により、家庭で保育ができない状況に該当する必要があります。新認定の要件は、保育所や認定こども園(2号認定)の入所基準と同じ基準です。詳しくは、裏面をご確認ください。

新認定の手続きは？

現在の1号認定にあわせ、**新認定を受ける必要があります。**

《大牟田市内の方の手続き》※市外の方は、住所地にご確認ください。

1. 勤務証明書等の書類を準備する
2. 認定申請書に必要事項を記入する
3. 1と2の書類を幼稚園または認定こども園へ提出する

⇒後日、新認定の通知書(または不認定の通知書)を送付します。

市外の施設に通われて
いる方は子ども育成課へ

上限額は？

上記①に該当する子ども・・・月額11,300円まで

②に該当する子ども・・・月額16,300円まで
上限額の算定イメージは、裏面をご確認ください。

利用日数に応じて、
上限額は変わります

保育の必要性に該当しないときは？

保育の必要性に該当しない場合は、手続きは不要です。

預かり保育の利用料は、これまでどおり、各施設が設定した利用料を幼稚園または認定こども園にお支払いください。

【保育の必要性について】

理由	内容	基準	証明書等
① 就労	就労（自営業、内職、夜間の就労含む）	原則、1日4時間以上かつ1ヶ月15日以上就労	勤務証明書
② 妊娠・出産	母が出産の前後である	出産予定月の2ヶ月前から、出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで	母子健康手帳の写し（母の名前と出産予定日が分かるページ）
③ 疾病・障害	病気や心身に障害がある	実態により保育が必要であると認められる場合	・医証又は障害者手帳の写し ・保育の必要量申立書
④ 介護・看護	同居家族またはその他の親族の病気や障害により、常時、介護・看護が必要である（長期入院等含む）	実態により保育が必要であると認められる場合	・看護申立書 ・医証又は障害者手帳の写し
⑤ 求職活動	求職活動を行っている（起業準備含む） ※同時期に複数名の求職はできません	1ヶ月15日以上、1日4時間以上の求職活動 ※求職を理由とした認定は1年に1回とし、90日を経過する日が属する月の末日まで	求職・起業申立書
⑥ 就学	大学、専門学校、職業訓練校等に就学している （自動車学校は除く）	実態により保育が必要であると認められる場合	・在学証明書 ・保育の必要量申立書
⑦ 育児休業	兄、姉が入所中で新生児の育児休業を取得している者	新生児の一歳の誕生日の前日まで （年長児は特例有）	・勤務証明書（育児休業期間と復職予定日が記載されたもの）

その他、特別な事情がある場合は、子ども育成課へご相談ください。

【上限額算定のイメージ】

利用日数に応じて月額の上限は変動します。（450円×利用日数）
※利用料が上限額を超えない場合は、保護者の負担はありません。

保護者負担額は施設にお支払いください

利用料 A	利用日数	上限額 B	無償化対象 C AとBの低い方	保護者負担額 A-C
4,000円	10日	4,500円 (450円×10日)	4,000円	0円
9,500円	20日	9,000円 (450円×20日)	9,000円	500円

（問合せ先）
大牟田市子ども未来室子ども育成課
TEL:0944-41-2248

